

平成 24 年 2 月 14 日

各 位



非意図的にポリ塩化ビフェニルを含有する可能性がある
顔料の使用に関する今後の対応について

経済産業省の発表によりますと、化成品工業協会からの報告で一部の有機顔料に化審法第一種特定化学物質であるポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)の副生物混入の事実が明らかとなりました。国際基準*1を超えることが判明した有機顔料については、その製造・輸入および出荷を停止するよう事業者に対して行政指導が出されるとともに、製造・輸入事業者(約 1400 事業者)に対して実態調査および結果報告が要請されています。

なお、今回国際基準である 50ppm を超える PCB 含有が確認された 2 品目については、当該事業者より当連合会会員会社への出荷はないとの報告を受けております。従いまして、当該顔料を使用した印刷インキは市場には流通しておりません。

このような状況の中で顔料を主要原料とする当連合会としましては、この問題に関して以下の基本的姿勢、認識で対応を進めてまいりたいと存じます。

- ①副生物の実態を早急に把握する。
 - ・関係団体に対して随時分析結果の開示等要請し、会員会社で情報を共有。
- ②印刷インキの安全性を確保する。
 - ・当面国際基準である 50ppm 以下の顔料を使用。
 - ・顔料事業者の BAT*2 に基づく自主的管理基準設定後はそれに準拠した顔料を使用。

従いまして、当面は国および関係団体、個別企業等の様々な情報を収集し会員会社と連携して実態の把握に努めます。さらに、より安全な印刷インキの製造と供給のために、必要情報等を速やかに会員各社に連絡し徹底を図ります。

印刷インキに使用する顔料は、国際基準に則り 50ppm 以下を暫定規制値と考えることが、当面の現実的対応と判断いたします。当連合会では今後の安全性確保の観点から、BAT の考え方に基づき、可能な限り副生物の低減を求めてまいります。

*1 国際基準：残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約)

*2 BAT : Best Available Technology (利用可能な最良の技術)

以上